

区分	申請事例	申請書提出期限
設備変更	・開設者、管理医師、病床数の変更等 ・医療法上、廃止・開設の手続きをしない移転、改築	変更前後 一ヶ月以内

【ご提出いただく書類（設備変更）】

- ① 母体保護法設備指定申請書（様式 6）※1 ※2
- ② 母体保護法設備指定変更届
- ③ 変更後の平面図 ※3
- ④ 連携施設証明書 ※4
- ⑤ 指定証 ※5

- ※1 医師会へ入会されている方は、郡市区等医師会印が必要です。所属の郡市区等医師会へご提出をお願いします（医師会へ入会されていない方は、本会へ直接ご提出ください）。
- ※2 無床診療所が開設する場合は、構造設備使用許可番号がありませんので、該当箇所は空欄でご提出ください。また、原則として医師が診療所を開設する場合は、開設許可番号がありませんので、同欄も空欄で結構です。
- ※3 病院の場合は産婦人科関連施設のみで結構です。平面図に変更がない場合は提出の必要はありません。
- ※4 無床診療所を指定施設として申請される方は、連携施設より④の発行を受け、原本を提出してください。有床の場合は必要ありません。指定医師が複数名従事している場合は、母体保護法指定医師氏名欄に、指定医師すべての氏名を記載してください。法人化の場合は、提出の必要はありません。
- ※5 指定証に記載ある項目（氏名、医療機関名、所在地等）以外の変更申請の場合は、指定証の提出の必要はありません。

◆複数の指定医師が従事している場合

申請は代表の指定医師が行い、他の指定医師は⑤をご提出ください。

大阪府医師会 母体保護法係
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL : 06-6763-7021 FAX : 06-6764-0267